三、読売新聞サービスセンター北熊本こと前田誠司に対する件

平成一〇年（排）第三号

排除命令

熊本市飛田町六番地三
読売新聞サービスセンター北熊本こと
前田誠司

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　読売新聞サービスセンター北熊本こと前田誠司は、同人が、平成九年一月から同年一二月までの間に、熊本市の飛田町、清水町大字新地、大窪四丁目、同五丁目、八景水谷一丁目から三丁目まで及び山室四丁目から六丁目までの地域並びに熊本県菊池郡西合志町須屋の地域において、読売新聞を購読する者に対して、景品類として電子レンジ、掃除機、自転車、布団乾燥機、食器乾燥機、ホットプレート等の物品又はホットプレート、掛け時計、コーヒーメーカー等が掲載された商品カタログから同新聞を購読する者が選択した物品を提供し、同新聞の購読の勧誘を行ったことが、景品表示法第三条の規定に基づく「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三九年公正取引委員会告示第一五号）第一項の規定に違反したものである旨及び今後こ

のような行為を再び行わない旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同人は、今後、新聞を購読する者に対して、景品類（「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項各号に掲げるものを除く。）を提供してはならない。

三　同人は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　読売新聞サービスセンター北熊本（以下「サービスセンター北熊本」という。）こと前田誠司は、肩書地に営業所を置き、日刊新聞の販売業を営む事業者であって、熊本市の飛田町、清水町大字新地、大窪四丁目、同五丁目、八景水谷一丁目から三丁目まで及び山室四丁目から六丁目までの地域並びに熊本県菊池郡西合志町須屋の地域（以下「熊本市旧北部町・清水周辺地域」という。）において、読売新聞を販売している。

二　サービスセンター北熊本は、平成九年一月から同年一二月までの間に、熊本市旧北部町・清水周辺地域において、自ら家庭を訪問し、又はいわゆる新聞の拡張員（新聞販売業者の依頼を受けて新聞購読の勧誘をする者）若しくは自店の従業員をして家庭を訪問させ、例えば、四八か月間読売新聞を購読する者に対して電子レンジを提供するなど、同新聞を購読する者に対して、景品類として電子レンジ、掃除機、自転車、布団乾燥機、食器乾燥機、ホットプレート等の物品又はホットプレート、掛け時計、コーヒーメーカー等が掲載された商品カタログから同新聞を購読する者が選択した物品を提供し、同新聞の購読の勧誘を行っている。

三　新聞販売業者が新聞を購読する者に対して提供することのできる景品類は、「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項各号に掲げるものに限定されているところ、前記二の景品類の提供は、いずれもこの限度内のものとは認められないものである。

法令の適用

前記事実によれば、サービスセンター北熊本の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成一〇年一月三〇日

公正取引委員会

委員長　根來泰周

委員　植松敏

委員　柴田章平

委員　糸田省吾

委員　黒河内久美